

申請者様へ 省エネ完了検査のご案内

建築物省エネ法第 11 条第 1 項が建築基準関係規定とみなされたことに伴い、建築基準法に基づく完了検査時に、省エネ適合性判定に要した図書通りに施工されていることを、書類検査および現場検査により確認させていただきます。

表 1 省エネ基準に係る完了検査に係る図書等で**完了検査申請時に提出いただく書類**

| |
|---|
| <p>■完了検査申請書</p> <p>第二面【4.工事監理者】【ト.工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書の他、省エネ適判に要した設計図書が記載されていること。</p> |
| <p>■省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書</p> <p>・省エネ基準工事監理報告書</p> |
| <p>■省エネ適判に要した図書</p> |
| <p>■建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合</p> <p>・軽微な変更説明書 または 軽微変更該当証明書</p> <p>・変更に係る図書</p> |

表 2 省エネ基準に係る完了検査に係る図書等で**検査時に現場で確認する書類**

| |
|---|
| <p>■「省エネ基準工事監理報告書」を補完する資料</p> <p>・建材の性能や設備の能力について確認できる書類 納入仕様書・性能証明書類(JIS 製品認証書等の第三者認証書・自己適合宣言書) 等の工事監理者が確認した書類</p> |
|---|

省エネ計画に変更がある場合は、省エネ法に係る「計画変更」および「軽微な変更ルート A・B・C」の変更の内容により提出書類や手続きが異なりますので、お早めにご相談ください。